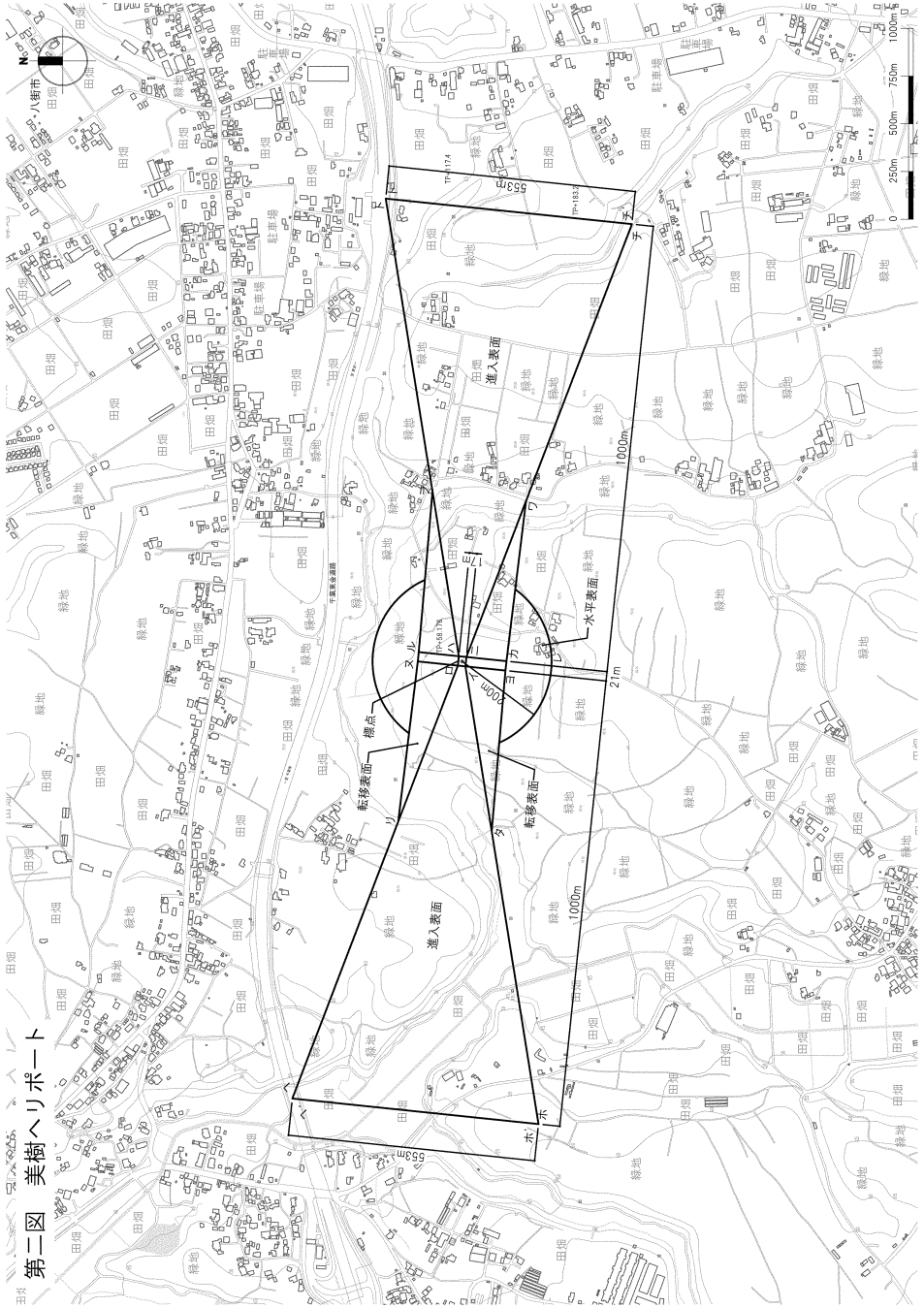


第二図　美樹ヘリポート

官報告

公　聴　会

美樹ヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成30年２月９日

東京航空局長　山口　一朗

1　事案の内容　平成30年国土交通省告示第148号に係る美樹ヘリポートの設置について

2　日時　平成30年３月20日14時

3　場所　上大和田町内会館　千葉県千葉市緑区上大和田町250―１

4　主宰者　国土交通省東京航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成30年３月６日17時までに必着するよう、郵便番号102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号東京航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

6　傍聴　傍聴人の人数は70人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日12時00分から会場で行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成30年２月９日　松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　松江地方検察庁　平成30年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成30年２月９日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成26年11月頃から平成28年２月26日頃までの間